

診療収入要素

橋本会計の安心月次報告書や患者データ分析でご説明している診療収入要素について、改めて各要素の説明をいたします。2022年6月までの診療収入分析と併せてご参照下さい。

番号	診療収入要素	内容	備考
1	日数	月間の診療日数	診療ありの日数（半日診療も1日）
2	レセプト点数	保険請求点数	請求時の点数（会計は確定額で処理）
3	件数	レセプト請求の件数	請求時の件数（返戻等は請求時に含む）
4	1件点数	レセプト1件点数	集団的個別指導の基準数値
5	実日数	保険の来院患者数	自費患者数は別途集計予定
6	1人点数	保険の平均1回点数（1日）	平均的診療行為比較の対象になります
7	月回数	平均の月当りの来院回数	1件点数 = 1人点数 * 月回数
8	新患数	保険初診のうち初来院人数	レセコン上の算定との関係留意
9	再初診数	保険初診のうち再来院人数	再来でも初診算定しないケースが増加
10	再診数	月内の継続患者数	件数 = 新患数 + 再初診数 + 再診数
11	完了数	前月の患者数のうちの完了数	完了数 = 前月件数 + 初診数 - 当月件数
12	窓口入金	保険収入の窓口負担金	現金以外（クレジット、その他）も含める
13	対点数率	窓口負担金の対保険点数	比率の変化に注意
14	1日窓口	1日当り窓口負担金額	金額の変化に注意
15	自由診療	保険外の診療収入	雑収入は除く
16	診療実績	保険、自費合計	会計上は雑収入をプラス

夏季休業のお知らせ

夏季休業期間：2022年8月11日（木）から8月15日（月）
8月16日より通常営業いたします

安心会計ニュース Vol.300！

1997年10月より毎月発行しております安心会計ニュースが今月号で300号となりました。できるだけ各お客様の身近なニーズに焦点をあてるように、タイムリーな話題となるように努めてまいりました。

今後もお役にたつ情報となるように工夫しながら続けてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、ご要望、ご意見等いただけましたら、ご遠慮なくお願い申し上げます。

歯科会計®

2022 年度歯科平均点数

各厚生局より 2022 年度の平均点数が公表されていますので、全国の平均点数についてまとめました。レセプト 1 件当たりの平均点数が 1.2 倍を超え、かつ前年度及び前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関を除き上位概ね 8%の範囲については、集団的個別指導の対象となりますので、平均点数が高い場合にはご注意ください。

	平均点	基準点
北海道	1,499	1,799
青森県	1,378	1,654
岩手県	1,344	1,613
宮城県	1,185	1,422
秋田県	1,430	1,716
山形県	1,184	1,421
福島県	1,239	1,487
茨城県	1,219	1,463
栃木県	1,148	1,378
群馬県	1,176	1,411
埼玉県	1,182	1,418
千葉県	1,236	1,483
東京都	1,238	1,486
神奈川県	1,305	1,566
新潟県	1,269	1,523
山梨県	1,254	1,505
長野県	1,208	1,450
富山県	1,191	1,429
石川県	1,263	1,516
岐阜県	1,185	1,422
静岡県	1,166	1,399
愛知県	1,241	1,489
三重県	1,171	1,405

	平均点	基準点
福井県	1,275	1,530
滋賀県	1,153	1,384
京都府	1,310	1,572
大阪府	1,429	1,715
兵庫県	1,340	1,608
奈良県	1,209	1,451
和歌山県	1,317	1,580
鳥取県	1,242	1,490
島根県	1,242	1,490
岡山県	1,356	1,627
広島県	1,356	1,627
山口県	1,290	1,548
香川県	1,370	1,644
徳島県	1,373	1,648
愛媛県	1,207	1,448
高知県	1,297	1,556
福岡県	1,370	1,644
佐賀県	1,254	1,505
長崎県	1,273	1,528
熊本県	1,275	1,530
大分県	1,378	1,654
宮崎県	1,356	1,627
鹿児島県	1,229	1,475
沖縄県	1,292	1,550

ドクター会計

2022年医科平均点数

歯科と同様に各厚生局の公表データより、医科の平均点数についてまとめています。平均点数の1.2倍を超えると集団的個別指導の対象となる恐れがありますので、ご注意ください。

なお、使用されている基礎データは保険医療機関ごとのレセプトの総点数をレセプトの総件数で割ったものとなっています。

新型コロナウイルスの影響からか東京都の精神・神経科、小児科、外科、整形外科の平均点数が他県と比べて高くなっています。

診療所		岩手県	宮城県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	静岡県
内科	平均点	1,163	1,200	1,145	1,168	1,088	1,362	1,364	1,363	1,177
	基準点	1,396	1,440	1,374	1,402	1,306	1,634	1,637	1,636	1,412
精神・神経科	平均点	1,076	1,037	925	1,045	1,261	1,030	1,457	1,380	987
	基準点	1,291	1,244	1,110	1,254	1,513	1,236	1,748	1,656	1,184
小児科	平均点	984	1,118	1,065	1,194	1,232	1,110	1,867	1,225	1,071
	基準点	1,181	1,342	1,278	1,433	1,478	1,332	2,240	1,470	1,285
外科	平均点	1,295	1,128	1,360	1,344	1,331	1,311	1,635	1,326	1,178
	基準点	1,554	1,354	1,632	1,613	1,597	1,573	1,962	1,591	1,414
整形外科	平均点	1,136	1,342	1,129	1,263	1,233	1,178	1,442	1,150	1,152
	基準点	1,363	1,610	1,355	1,516	1,480	1,414	1,730	1,380	1,382
皮膚科	平均点	766	676	652	637	680	663	704	571	637
	基準点	919	811	782	764	816	796	845	685	764
泌尿器科	平均点	1,248	1,269	985	1,000	999	1,176	987	1,305	1,484
	基準点	1,498	1,523	1,182	1,200	1,199	1,411	1,184	1,566	1,781
産婦人科	平均点	892	877	1,119	970	1,010	977	1,054	931	973
	基準点	1,070	1,052	1,343	1,164	1,212	1,172	1,265	1,117	1,168
眼科	平均点	806	1,023	1,040	1,099	1,051	970	922	1,026	1,077
	基準点	967	1,228	1,248	1,319	1,261	1,164	1,106	1,231	1,292
耳鼻咽喉科	平均点	698	931	777	776	809	887	934	752	894
	基準点	838	1,117	932	931	971	1,064	1,121	902	1,073

※内科については呼吸器科、消化器科（胃腸科を含む）、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含んでいます。また、在宅、人工透析を除いています。

医療承継

相続人に未成年者がいる場合の分割協議

未成年者（18歳未満）は単独で法律行為ができないため、相続人の中に未成年者がいる場合にはその未成年者は単独で遺産分割協議に参加することができないこととなります。遺産分割協議により遺産分割が決められなければ、相続財産の名義変更や預貯金の払い出し手続が進められません。

今回は、相続人の中に未成年者がいる場合の遺産分割協議の対応についてまとめていきます。

<家庭裁判所にて特別代理人の選任>

未成年者は親権者の同意を得なければ法律行為ができません。また、親権者も通常相続人の1人になっているため、未成年者と利益相反の関係にあります。そのため、遺産分割を進めるためには特別代理人を家庭裁判所にて選任する必要があります。

- ・未成年者にとって不利な遺産分割（法定相続分未満など）は原則認められない
- ・申し立て費用や特別代理人報酬などの費用や手間がかかる
- ・相続財産の名義変更や預金の払い出しまで時間がかかる

<成人まで未分割のままにしておくことも>

法律の改正により成人年齢は18歳まで引き下げられています。これに伴い18歳に達すれば単独で遺産分割協議に参加することが可能となります。

そのため、相続が起きた時点においてあと1、2年程度で18歳になるというようなケースでは、あえて未分割の状態のまま待つという選択肢も場合によっては考えられます。遺産総額が基礎控除以下であったり、特例適用が不要なケースなどにおいては、分割まで時間はかかるものの、特別代理人の選任などの手続が省けるメリットがあります。

<遺言書を作成しておく>

相続人の中に未成年者がいる場合は上記のとおり遺産分割及び名義変更等がスムーズに進まないこととなります。

そこで相続人の中に未成年者が含まれる可能性が考えられる場合には、生前に遺言書を作成しておくことが有効です。

遺言書が存在すれば遺産分割協議を行わずして遺産の名義変更や預貯金の払い出し手続を進めることが可能となります。